

5. その他

5. その他

事例 5-① セカンドオピニオン

相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ■今の治療方針に疑問がある。他の先生に相談したいのだが ■主治医から手術するよう勧められているが、客観的な判断をするために、第三者の意見も参考としたい ■専門医に行くように、と主治医から紹介状を渡された。セカンドオピニオン外来に行くのか？
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> □資料編 3(2)を参考 □セカンドオピニオンの制度の趣旨等を説明する。 □センターでは、直接的なセカンドオピニオンの対応はできないため、医療機関を紹介する
根拠法令等	

事例 5-② 立ち入りを求められた場合の対応

相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ■あの病院では、犯罪めいたことを行っている。すぐに立入検査をし、関係者を処分した方がよい ■家族が入院している病院では、夜間医師が不在なので、何かあったら心配 ■勤務しているクリニックの院長が看護師に、X線検査をさせているため、指導してほしい
対応方法	<p>□相談者には出来るだけ詳細な情報を聞いた上で、情報を整理し、信憑性がある場合には、すぐに医療監視等関連部署に報告し、必要に応じて立入検査を実施する</p> <p>□医療法第 25 条に規定する立入検査は行政が必要であると認めた場合に行うものであり、相談者の意見等に左右されるものではないため、その旨を説明する。情報の詳細を聞き、医療監視等関係部署に申し送り、判断してもらう</p> <p>□無資格者による医療行為が疑われる場合や患者の生命や身体に危害がおよぶ恐れがある場合、人権上の問題が疑われる場合については、患者や地域住民に対する影響が大きいと考えられるため、たとえ匿名であっても迅速な対応が必要となる</p> <p>□相談者によっては、立入検査を犯罪捜査と誤解していることが多いため、医療法による権限は犯罪捜査のために認められたものではないことの説明が必要</p>
根拠法等	<p>□医療法第 25 条 1 [報告の徴取及び立入検査] 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる</p> <p>□医療法第 15 条 [管理者の監督義務]</p> <p>□医師法第 17 条</p> <p>□保健師助産師看護師法第 29 条、30 条、31 条、32 条</p> <p>□診療放射線技師法第 24 条 [禁止行為]</p>

事例 5-③ 治療継続が困難(歯科)

相談内容	<p>■ 歯科矯正が途中であるが、通っている歯科医院が廃院してしまった。治療費は先払いしてあるので、どうにかしてほしい</p>
対応	<p>□ 医師には転医義務があるため、廃業時には継続治療の患者に対して他院を紹介するなど今後の治療にも責任をもつ必要があると考えられる</p>
方法	<p>□ 転医義務違反の事実があった場合には、関係部署と連絡のうえ、医師に事実確認を行い、相談者への説明と改善を助言する。必要があれば、関係部署からの指導も検討してもらう</p>
法	<p>□ 医療費に関しては、債務不履行による解除が考えられる。相談者が法的な解決を求めた場合には、自治体の法律相談や、法テラス、弁護士会等の相談窓口を伝える</p>
根拠等	<p>□ 医療法第 1 条の 4 第 3 項 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない</p> <p>□ 民法 541 条[履行遅滞等による解除権]</p> <p>□ 543 条[履行不能による解除権]</p> <p>□ 545 条 1 項[解除の効果]</p>

事例 5-④ 精神保健福祉相談

相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ■仕事を解雇され、精神的に落ち込んでいる。眠れない日々が続いているのだが ■夫のアルコールをやめさせたい ■娘が部屋から出てこなくなり、学校にも行かなくなってしまった ■育児がうまくいかず、パニックになる。何科を受診すればよいか
対応方法	<p>□精神疾患について、診療を受けるにあたっての相談や社会復帰のための相談、心の健康に関する相談については、全国の精神保健福祉センターや各保健所の精神保健福祉相談を紹介する。専門家による相談や研修等が行われている場合がある(酒害相談、思春期相談、子育て相談等)</p>
根拠法令等	<p>□精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 47 条[相談指導等]</p> <p>都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、次条第 1 項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない</p>

事例 5-④ 過剰な要求をする相談

相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ■あの医者 of 免許を取り上げてほしい ■以前も電話したが、医者 of 態度が改善されていない。再度指導せよ！ ■マッサージで余計に腰痛が悪化した。あんなところを開業させた行政の責任だ！
対応方法	<p>□医師の免許についての要求をされる相談の場合、免許の取り消し処分は国が判断する旨を説明する。どうしても当該医師の責任を問うならば、刑事告訴や民事訴訟等しかないことを伝える</p> <p>□センターの役割、できることを説明しても、上記のような内容は、繰り返し相談がある場合も考えられる。基本編Ⅱ-2を参考に対応する</p> <p>□相談が長時間になり、かつ相談者が納得しない場合には、他の相談や業務に支障をきたす恐れがある。そのため、再度窓口の機能を説明し、相談が継続できない旨を伝え終了する</p>
根拠法令等	<p>○医師免許に関する所轄部署 厚生労働省 医政局医事課試験免許室 03-5253-1111(代表)</p>



【資料編】

目 次

1. 医療安全支援センターの実施体制	
(1) 医療安全支援センター総合事業	…2
(2) 全国の医療安全支援センター	…4
2. 医療の現状	
(1) 診療体制	…6
(2) 医療機関・病棟の種類	…7
(3) 精神科病棟	…8
(4) 職種	…10
(5) 医療類似行為に関する知識	…12
3. 医学用語	
(1) インフォームドコンセント	…14
(2) セカンドオピニオン	…14
(3) 院内感染	…15
(4) 医薬分業	…15
(5) 検査	…16
(6) 放射線	…17
4. よく聞く検査項目	
(1) BMI値	…18
(2) 降圧の目標	…18
(3) 血液検査	…19
5. 医療保険制度	
(1) 医療保障	…21
(2) 診療報酬・DPCについて	…24
(3) 保険外併用療養費制度	…26
6. 関連制度	
(1) 介護保険	…27
(2) 成年後見制度	…29
(3) 医療事故に関する紛争と法律	…31
7. 参考になるホームページ	…34
8. 医療安全支援センター運営要領	…35
おわりに	…41

1. 医療安全支援センターの実施体制

(1) 医療安全支援センター総合支援事業

医療安全支援センター総合支援事業は厚生労働省からの委託事業で、平成 19 年度からは東京大学大学院医学系研究科医療安全管理学講座が受託し、相談職員に対する研修会の開催、ホームページコンテンツの作成、実態調査など医療安全支援センターの円滑な事業運営のための支援を行っている。

以下に支援事業のなかで、センター職員が知っておきたい事項を掲げる。

① 支援事業とセンター職員との連絡体制

支援事業から各センターへ情報を伝えるため、事務連絡担当者は毎年、支援事業事務局へ登録することになっており、5月頃依頼が届く。担当者へは研修会の案内や調査依頼など、郵送や BCC メールで案内している。担当者が変更になった場合には、速やかに支援事業事務局へ知らせる。

この他、事務連絡担当者以外のセンター職員への情報伝達のため、あるいは職員同士の情報交換の場として、メーリングリストがある。希望者は支援事業事務局まで登録を依頼し、異動になった場合には登録削除を依頼する。

ML アドレス: iryoanzenshien@umin.ac.jp

(ML のシステム上このアドレスに送ると、登録者全員にメールが流されるので注意)

② センターの実態調査

毎年、各センターの実態調査がある。このデータは厚生労働大臣へ報告され、一部情報公開されるので、事務連絡担当者は回答しなくてはならない。

③ 職員向け研修会

センター職員向け研修会が毎年行われている。一部の研修の様子は動画配信されたり、事業報告書に研修内容が掲載されたりするので、参加できない場合にはチェックするとよい。

④ 支援事業ホームページ

こちらにはセンター職員専用のページがあり、法令・制度等のデータベースや各センターの資料、プロジェクト成果物などが掲載されている。ログインには ID とパスワードが必要なので、職員が変わった場合には引き継ぎをする。不明な場合は支援事業事務局まで連絡すると郵送される。

【医療安全支援センター総合支援事業事務局】

TEL: 03-5800-9146 FAX: 03-5800-9147

e-mail: anzenshien-office@umin.net

平成20年度医療安全支援センター総合支援事業ホームページ

<http://www.anzen-shien.jp>

職員専用ページ 利用方法

医療安全支援センター総合支援事業

医療安全支援センターとは 総合支援事業のご案内 全国の医療安全支援センター

トップページ

医療安全支援センターでは
国民の皆様への心配や相談をおうがいでいます。

トップページの職員専用ページの右下
から「ログイン」する。

医療安全支援センター
職員専用ページ

ログイン

ユーザ名 :
パスワード : お問い合わせください

新コンテンツ掲載の職員専用ページが閲覧できます

■医療安全支援センターの運営や業務に役立つ情報

よくある相談事例に対応する ～対応方針・対応手順の例など～

いろいろな支援センターのかたち ～センターの要領・年度報告など～

全国の医療安全支援センターが主催している研修 ～研修プログラムの紹介～

こんなとき、どうしていますか？ ～支援センターの組織と運営を考える～

■医療安全支援センター総合支援事業

2008(平成20)年度

2007(19)

■プロジェクトチームの活動

プロジェクトチーム1

「相談対応ガイドブック
2008」作成の検討

プロジェクトチーム2

「医療機関との連携取り組み
マップ」作成の試み

プロジェクトチーム3

「市民・住民への啓発研修・
資料」作成の支援

プロジェクトチーム
(PT)1～3の部屋が
オープンします。
各種ツール(成果物)が
ダウンロードできます。

(2) 全国の医療安全支援センター

① 広報用パンフレット

患者、家族と医療機関や保健福祉の関連支援
 中心となる活動を堅持し、相談業務の実施
 福祉のコーディネーター派遣
 医療機関、福祉団体等との連携、協働

秋田県医療安全支援センターのパンフレットです。センターの利用に関して、とてもわかりやすい内容となっています

<自分メモ>
 知ってください
 私のこと。

- ◆ 今までにかかった病気
- ◆ 現在治療中の病気
通っている医療機関など
- ◆ 今飲んでいるお薬
(お薬手帳を持参しましょう。)

自分の病状に対する
 理解を深め、主体的に治療に
 参加しましょう。

家に帰ったらメモを見直しましょう。
 分からない点があれば書き出して
 おき、次回診察時に医師・看護士に
 聞きましょう。
 次回診察までの症状の変化をメモ
 しておきましょう。

医療に関する相談・苦情は
 『横浜市医療安全相談窓口』へ
 ☎045-671-3500
 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
 時 間 8時45分～17時15分

〒220-8583 横浜市西区
 横浜市立総合医療センター 2階508号
 受付時間 9時～17時
 電話 045-671-3500
 横浜市医療安全相談窓口
 〒220-8583 横浜市西区
 横浜市立総合医療センター 2階508号
 受付時間 9時～17時
 電話 045-671-3500

このリーフレットは、
 患者さんとお医者さんとの
 より良い関係づくりを
 お手伝いします。

横浜市医療安全支援センター

横浜市の医療安全支援センターのパンフレットです。医者にかかる時のための自分用のメモがついています

医療相談支援センターとは
 福岡県では、平成16年1月より
 医療相談支援センターを
 設置しています。

医療に関する患者様、ご家族等の苦情、相談等に迅速に対応し、医療機関にこれらの苦情、相談の情報を提供することによって、医療機関における患者様のサービス向上を図ります。それにより患者様、ご家族等の不安や不満の解消を図るとともに、医療の安全の確保と医療機関への信頼を高めることを目的としています。

文部科学省の流れ
 医療相談支援センターは、県民の皆様からの医療に関するご相談を受け、相談者に対する情報提供や関係する医療機関、団体等との連絡調整を行っています。

対応
 相談
 相談
 相談
 情報提供
 連絡調整
 助言

医療相談支援センター

以下の点について、あらかじめご了承ください。
 1. 患者や家族のトラブルについては、まず、当該施設での話し合いが原則となります。
 2. 医療行為の同意や説明、患者の同意の取扱い等は含まれません。
 3. 相談内容が法令や医療機関の規約に違反する場合は、対応できません。

福岡県の医療安全支援センターのパンフレットです。センターと住民・医療機関との関係がよくわかります

救急医療を守るため、みんなで協力しましょう。

救急医療体制を守るには、市民の皆様が協力が欠かせません!

- 1 平日頃から体調に気を付け、具合が悪くなったとき早く早く救急病院に受診しましょう。また、病状に相談できるかかりつけ医を持ちましょう。
- 2 市内では回診の病院が交代で当番を決めて夜間・休日の重症な救急患者に対応しています。夜間診療といえ、当番日以外には夜間・休日の患者の受入は困難です。
- 3 深夜の急病患者においては、救急当番病院が対応していますが、当番病院は本来入院治療等が必要な重症患者に対応する病院です。夜間救急が悪くなった場合、深夜になる前に、早めに夜間救急診療所へご相談ください。
- 4 救急医療機関は、救急搬送や症状の軽減など、即応的な対応をする緊急機関です。適切な治療や詳しい説明が必要な場合、診療時間内に改めて受診することになります。

このリーフレットに関するお問い合わせは
 下関市立下関保健所 総務課 (083)231-1711

夜間・休日に突然具合が悪くなったら...

まずはかかりつけ医あるいは以下の医療機関にご相談ください。

下関市内の救急医療機関のご案内

夜間の医療機関 下関市夜間急病診療所 (内 科) (小児科) 毎日 19:00～23:00 ☎083-252-3789	休日在宅当番医 日・祝日、土、年末、年始 9:00～18:00 市内の医療機関が交代で診療しています。休日・有休勤務日等も異なります。身体が不調な状態により異なります。当番医の情報は☎083-233-0148 その日の当番医を患者へお知らせします。
休日歯科診療所 日・祝日、土、年末、年始 10:00～15:00 ☎083-234-8020	救急医療案内サービス 毎日23:00～翌8:00 ☎083-231-9907 ☎083-234-9119

下関市の医療安全支援センターのパンフレットです。住民向けの啓発パンフレットとなっています

②相談受付票・相談記録 (例)

(様式1)

相談受付票

年度ごとの通し番号とする

通し番号 (No.)

受付日時	平成 年 月 日 ()	時 分から	分間
相談手段	電話 ・ 来所 ・ その他 ()		
相談者	氏 名		
	性別・年齢	男 ・ 女 () 歳代	
	住 所	Tel	
	患者との関係	本人 家族・親戚 () 友人・知人 その他 () 不明	
相談内容	主 訴	※相談者の主訴を1～2行で端的に記載する	
		※具体的な相談内容を記載する 主観的な考えは記載しないこととし、事実のみ記載する	
確認内容	医療機関への対応について、相談者の意思を確認し番号に○をつける	相談者が医療機関に等に相談内容を伝えることを希望した場合には必ず確認し、番号に○をつける	代表事例や警鐘事例等で、研修会・連絡会・会議等で取り上げる可能性のある相談については、相談に支障がない範囲で事例紹介の了承を得ておくことが望ましい。相談者が会議等の事例として取り上げることが望んでいる場合は「1」とする
	医療機関への指導や調整について	(1.希望する	希望しない 3.その他)
	医療機関等へ相談を伝える際、相談者の氏名を明らかにすることについて	(1.希望する	2.希望しない)
	相談内容について事例として会議等で取り上げることについての了解 (1.可 2.不可 3.未確認)		

相談対応者			
対象医療機関	年名称は不明の場合でも、所在地はできる限り把握する	所在地:	Tel ()
事後処理	対応内容	※相談担当者の判断や対応を記載する	
	対象医療機関等との連絡調整など	月 日 時 分 (医療機関等対応者名:) ※対象医療機関と連絡。調整を要した場合、日時・担当者名・連絡調整内容・医療機関側の対応等を記載する	

2. 医療の現状

(1) 診療体制

① 医療圏

医療圏とは、都道府県が病床の整備を図るにあたって設定する地域的単位のこと(医療法第30条の3)

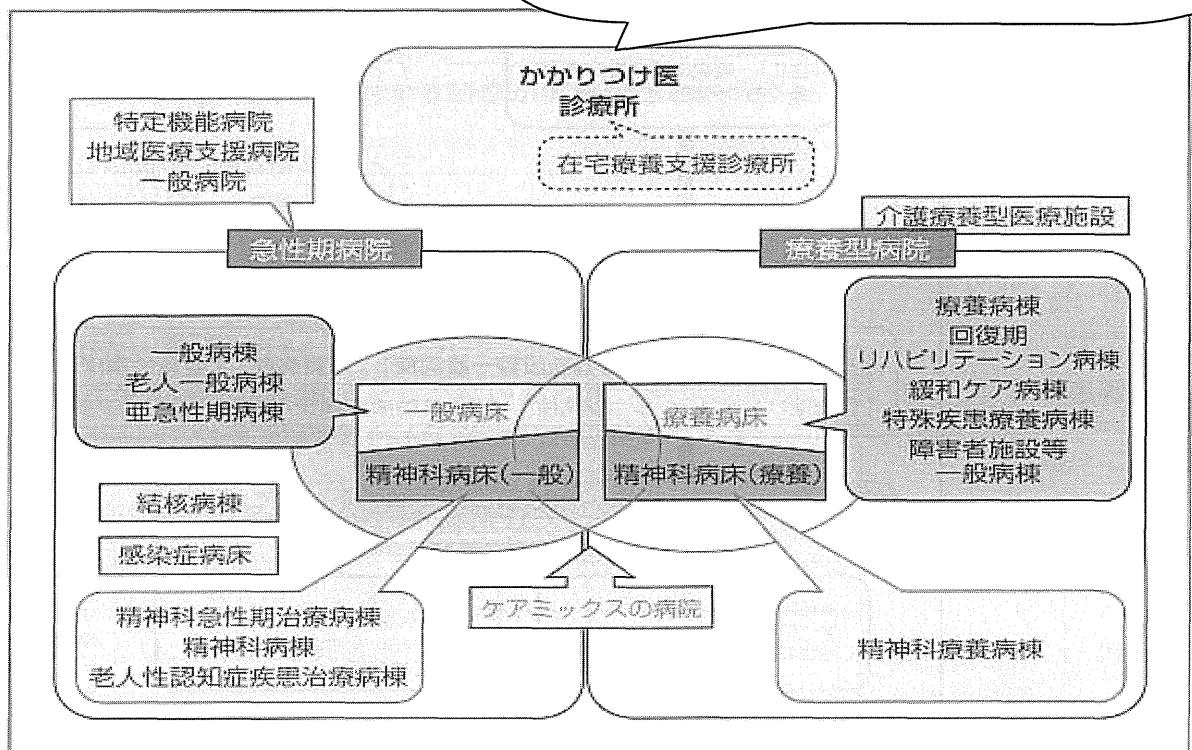
階層型構造の医療提供体制

- ◇1 次医療: 普段から健康相談が受けられる、かかりつけ医を中心とした地域医療体制の確立を目指した医療
- ◇2 次医療: 入院治療を主体とした医療活動がおおむね完結する医療
- ◇3 次医療: 先進的な技術や特殊な医療、発生頻度が低い疾病に関するものなどの医療需要に対応した医療

② 医療機関の構成

特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどしてくれる身近な医師のこと。

常日頃から患者の状況をくわしく把握しているので、いざというとき適切に対応し、対応が困難な場合は専門医を紹介してくれる。病気にならないための、予防医学という観点からも重要な存在



(NPO 法人日本医療ソーシャルワーク研究会編集「医療福祉総合ガイドブック 2009 年度版」より)

(2) 医療機関・病棟の種類

① 医療機関の種類

特定機能病院	高度医療を提供するとともに高度医療の研究、開発、評価、及び研修を行う厚生労働大臣が承認した病院
地域医療支援病院	都道府県が承認した病院。以下4つの条件がある ①紹介患者が一定以上 ②医療機器などを地域の医師が利用できる体制がある ③緊急の医療体制がある ④地域の医療従事者に対する研修が実施できる
病院	20人以上の患者が入院出来る体制が整っている医療機関
診療所	入院施設を持たない無床診療所と19人以下の患者が入院出来る有床診療所がある
無料低額診療施設	社会福祉法に基づき、低所得で生活困窮している方のために無料または低額で医療が受けられる施設
助産施設	妊産婦が保健上入院による出産が必要であるにもかかわらず、経済的負担が困難な方が入所して出産することのできる施設。児童福祉法で指定された施設

② 病棟の種類

一般病棟	急に病気やけがをしたり、慢性的な病気が悪化したりしたときなど、重篤な病状・症状に対して、集中的に手厚い治療やケアが行われる。急性期の治療が終わり、病状が安定すれば退院となり、基本的には長く入院することはできない
集中治療室	生命にかかわるような状態の患者に、集中的な治療が行われる病室 ・ICU:集中治療室 ・SCU:脳卒中集中治療室 ・CCU:冠状動脈疾患集中治療室(心筋梗塞・狭心症など冠状動脈疾患の集中治療を行う) ・NICU:新生児集中治療室
回復期 リハビリテーション病棟	脳血管疾患または大腿骨等の下肢の骨折、あるいは廃用症候群などの患者に、発症早期から集中的なリハビリテーションを行い、寝たきりの防止や日常生活における活動ができるよう家庭復帰をより積極的に行う
緩和ケア病棟	末期の悪性腫瘍および後天性免疫不全症候群の患者に、専門的な手厚いケアが提供される病棟
療養病棟	積極的な治療の必要はないが、慢性的な病気や急性期の治療後の主に高齢者や慢性疾患患者が入院出来る病床

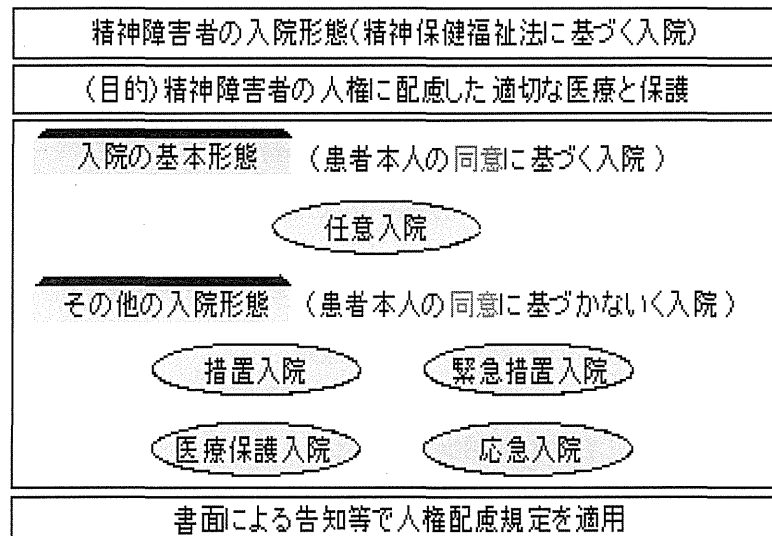
(3) 精神科病棟

①病棟の種類

精神科病棟	統合失調症やうつなどの気分障害、アルコール依存症などの治療を行う
精神科急性期治療病棟	急性期の集中的な治療を必要とする患者を対象とする。入院期間は原則として3か月以内で、自宅や社会復帰施設などへの退院を目指す
精神科救急入院料病棟	意識障害や混迷状態など精神疾患の急性増悪のため、集中的な治療を行う
精神科療養病棟	慢性期の治療を行う
老人性認知症疾患治療病棟	幻覚・妄想・夜間せん妄・徘徊などの精神症状や問題行動が著しい認知症の高齢者に対し、集中した治療を行う

②入院形態

精神科医療機関への入院の方法は、精神保健および精神障害者福祉に関する法律(以下、精神保健福祉法)に規定されている5つの種類がある。



(e-らぼーるホームページより)

入院形態	精神保健福祉法	概要
任意入院	第 22 条の 3～4	原則的に開放的な環境で治療。退院も本人の申し出によりできるが、精神保健指定医および特定医師の診察の結果、本人の医療及び保護のために入院を継続する必要があると認められた場合には、72 時間(特定医師は 12 時間)に限って退院が制限される
医療保護入院	第 33 条	精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、医療および保護のために入院の必要性がある者でその精神障害により任意入院が行われる状態にないと判定された場合の入院形態。保護者が入院の同意を行う
応急入院	第 33 条の 4	急を要し保護者の同意を得ることができない場合の入院形態で、本人の同意がなくても 72 時間にかぎって入院となる。精神保健指定医の診察の結果、精神障害者で、かつ直ちに入院しなければその者の医療および保護を図る上で著しく支障があり、その精神障害により任意入院が行われる状態になりと判定された方が対象になる
措置入院	第 29 条	都道府県知事への申請・通報により、都道府県知事が指定された精神保健指定医 2 名以上の診察が行われ、その結果、精神障害者であり、自傷他害の恐れがあると認められた場合の入院形態。
緊急措置入院	第 29 条の 2	措置入院の要件に該当する者で、急を要し、措置入院の手続きをとることができない場合の入院形態。精神保健指定医 1 名の診察で、直ちに入院しなければ自傷他害の恐れが著しい精神障害者の場合、72 時間にかぎって入院となる

[関連法令:精神保健福祉法]

○退院請求・処遇改善請求(第 38 条の 4～第 38 条の 5)

精神科病院に入院している方や保護者が、現在の入院形態や処遇に納得がいかない場合、入院している病院にたいして、退院請求および処遇改善請求をすることができる。精神医療審査会で審査

○精神医療審査会(第 12 条)

精神病院に入院している方などに、人権にも配慮した適正な医療および保護を確保するために設置された機関

(4) 職種

医師 (Dr)	医師法	医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする
歯科医師	歯科医師法	歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする
保健師 (PHN)	保健師助産師 看護師法	保健指導に従事することを業とする者をいう。 主に保健所で乳幼児健診、予防接種、育児相談、母親学級、成人の健康診断と事後の指導や家庭訪問でも個別指導などを行う
助産師		助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。 また、妊産婦の相談に応じるほか、母乳相談、母乳マッサージ、育児相談も行う
看護師 (Ns)		傷病者やじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を業とする者をいう
准看護師		都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者やじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう
理学療法士 (PT)	理学療法士 及び 作業療法士法	医師の指示の下に理学療法を行うことを業とする者をいう。「理学療法」とは身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう
作業療法士 (OT)		医師の指示の下に作業療法を行うことを業とする者をいう。「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工芸その他の作業を行わせることをいう
言語聴覚士 (ST)	言語聴覚士法	音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行うことを業とすることができる
視能訓練士 (ORT)	視能訓練士法	医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者をいう
歯科衛生士	歯科衛生士法	歯科診療の補助を業とする者をいう
歯科技工士	歯科技工士法	歯科医療用の補てつ物、充てん物または矯声装置を作成し、修理し、または加工することを業とする者をいう
診療放射線技師	診療放射線技師法	医師又は歯科医師の指示の下に、X線、CTといった放射線を人体に対して照射することを業とする者をいう。X線撮影などは医師、歯科医師と診療放射線技師以外には許可されていない
臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律	医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう
臨床工学技士 (ME)	臨床工学 技士法	医師の指示の下に、生命維持管理装置(人工呼吸器、人工心肺、ペースメーカー等)の操作及び保守点検を行うことを業とする者をいう

管理栄養士	栄養士法	栄養士(都道府県知事免許)の中で、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が免許を与える。傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導等を行うことを業とする者をいう
社会福祉士	社会福祉士 及び 介護福祉士法	<p>専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(第7条において「相談援助」という)を業とする者をいう</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>医療ソーシャルワーカー(MSW)</p> <p>主に医療機関等に所属し、社会福祉の知識を持って療養中の心理・社会的問題の解決、調整援助、退院援助等を行う。また、地域の医療・保健・福祉機関と連携し、社会復帰や在宅療養等の準備の援助を行う。近年は社会福祉士が業とすることが望まれている</p> </div>
介護福祉士		専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう
精神保健福祉士 (PSW)	精神保健福祉士法	精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもつて、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう
介護支援専門員 (CM:ケアマネジャー)	介護保険法 介護支援専門員に関する 省令	要介護者又は要支援者からの相談に応じ、及び要介護者又は要支援者がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者。主に、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、高齢者施設等に所属する

(5) 医療類似行為に関する知識

① 医療類似行為とは

医療類似行為

- 医師以外が行う医業又は類似する診察・治療行為のことをいう
- 按摩指圧マッサージ・鍼灸・柔道整復を指し、これらの行為を行うには、国家資格が必要

[関連法令]

- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(通称:あはき法)
- 柔道整復師法

医療類似行為でもなく資格無くして行われている民間療法

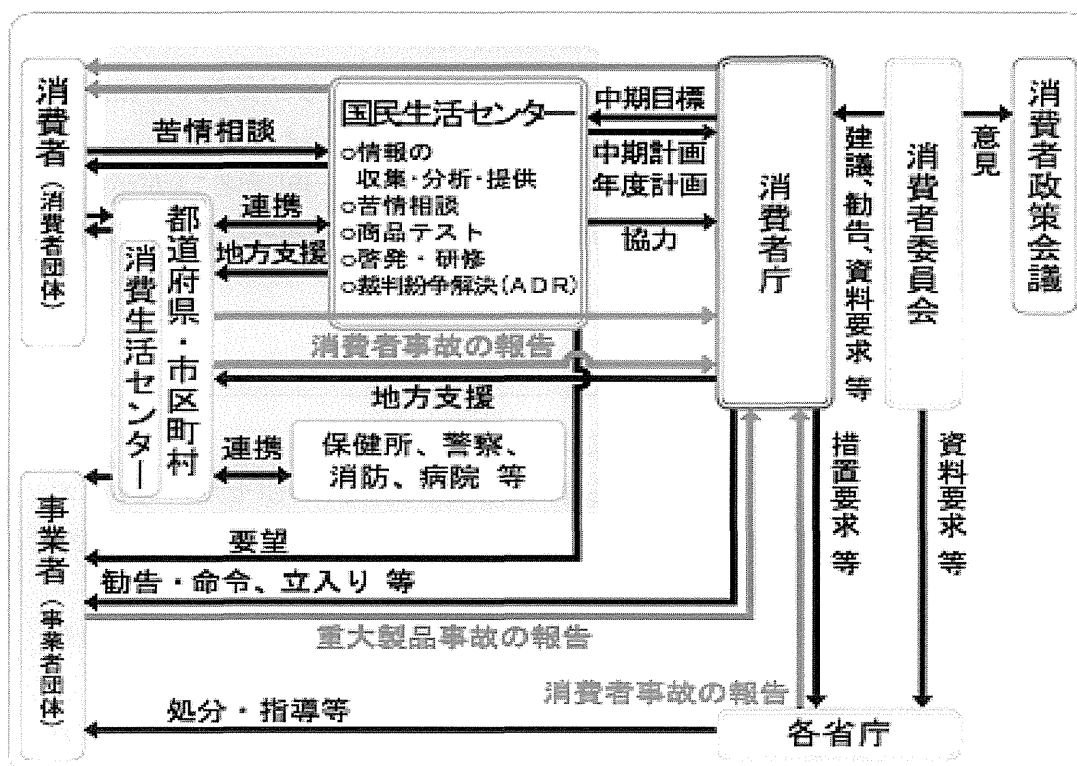
- 整体やカイロプラクティックなどは国家資格ではなく、民間資格。
- 顔そりは理容師が行う(理容師法第1条の2)
- エステティックは、フェイシャル・マッサージを中心とした美容法だが、無資格者が行っていることが主である。国家資格ではなく、民間資格
- 酸素バー・酸素カプセルなどは、主として疲労や集中力の回復、眠気の除去がうたわれているが、科学的な検証は十分ではなく、資格はない
- まつ毛パーマは、エステティックサロンや美容院等で行われているが、無資格者が行っているところもあるため、これにより目に炎症やまぶたにかぶれが生じることがある。このときは国民生活センターあるいは地域の消費生活センターに報告する
- アートメイクなどは、色素を使って眉・アイライン・唇などに染色を施すもの。タトゥ(刺青)は半永久的に色落ちしないが、アートメイクは数年(3~5年)でリメイクする。これは無資格者が行うため、トラブルが生じた場合は、国民生活センターあるいは地域の消費生活センターに報告する

②国民生活センターについて

独立行政法人国民生活センターは「消費者基本法」(平成 16 年 6 月公布)に基づき、国や全国の消費生活センターなどと連携して、消費者問題における中核的機関としての役割を果たしている。

このために、消費生活に関する情報を全国の消費生活センター等から収集し、消費者被害の未然防止・拡大防止に役立っている。また、消費者の苦情相談に対応するとともに、新たに裁判外紛争解決手続(ADR)を実施する。

さらに、商品テストや地方公共団体職員・消費生活相談員を対象とした研修、生活に関する調査研究を実施し、一人ひとりの消費者が安心した生活がおくれるよう、さまざまなメディアを通じて積極的にお知らせするなど、くらしの支援に努めている



(国民生活センターホームページより)

3. 医学用語

(1) インフォームドコンセント

- Informed consent(説明と同意、納得診療)
- 治療法などについて、医師から十分な説明を受けた上で、患者が正しく理解し納得して、同意すること。医師は平易な言葉で患者の理解を確かめながら説明する。患者は納得できる治療法を選択し、同意する
- 医師が治療法を決めるのではなく、ともに考える医療
- 医師の説明を聞き、治療法に同意できる場合、同意書を提出する

[関連法令]

- 医療法第1条の4第2項(医師等の責務)
- 医師法第23条(保健指導を行う義務)
- 医師法第24条第1項(診療録の記載)

(2) セカンドオピニオン

- Second opinion(別の医師の意見)
- 現在かかっている医師とは別の医師の意見のこと
- 「勧められた手術が妥当なものか、他に治療法がないか」など、診断や治療方針について主治医以外の病院の医師の意見を参考にして判断すること
- セカンドオピニオンを聞きたいときには、主治医にはっきりと申し出ることが必要
- セカンドオピニオンは自費診療となるため、医療機関により料金が異なり、多くは時間ごとに料金が決まっている

< ひとつこと >

セカンドオピニオン外来は基本的に、検査や診察はありません。

相談者のなかには、かかりつけ医から専門医を紹介されたことも「セカンドオピニオン」と捉えられる方もいます。相談があった場合には、どのような目的でセカンドオピニオンを受けたいのか、確認することをおすすめします。

また、上記のように時間ごとに料金が決まっている病院が多いため、相談したいことを事前に整理し準備することも必要でしょう。

地域の病院で行われているセカンドオピニオン外来の診療科や料金を調べておくとよいと思われます。

